地 域 保 健 福 祉 課

Ⅲ　地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、生涯を通じた健康づくりと福祉の充実を目指し、保健師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等が関係機関と連携を図りながら母子保健、成人・老人保健、栄養改善、精神保健福祉事業を展開している。

また、肝炎、難病医療費等の助成および各種法令等に基づき児童、母子父子寡婦、高齢者、障害児・者、ＤＶ等に関する事務および相談業務を実施している。

１　保健師関係指導事業

保健師は、地域保健福祉課、健康生活支援課に配属され、センター内各種保健指導業務の他、市の保健活動に対して支援を行っている。

定例で所内保健師研究会を開催し、業務の円滑な推進と保健師活動の充実を図っている。

市原市の保健事業に対しては、「いちはら健倖まちづくりプラン」のワーキンググループをはじめ、母子保健事業、専門委員会等保健師活動に係る会議に参加し、事業計画・評価等について支援を行っている。

また、管内保健師業務連絡研究会では企業や医療機関で働く保健師も参加しており、共通課題を解決するための研修開催をはじめ、最新保健情報の提供等、管内保健師の資質の向上に努めている。

（1）管内概況

令和７年度保健所及び市の保健師数は、保健所10人、市原市58人の計68人である。

地域住民に対して保健サービスを効果的に提供するため、各機関との連携を図り、業務分担制により保健師活動を展開している。

表１－（１）管内保健師就業状況（令和７年４月１日現在）

（単位：人）

区分／年度	総数	保健所	市　町　村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和 5 年度	59	10	40	5	1	3
令和 6 年度	64	10	45	5	1	3
令和 7 年度	68	10	47	8	0	3
市原市	58	-	47	8	0	3

（2）保健所保健師活動

地域保健法の施行により、対人サービスの多くは住民に身近な市町村が実施し、保健所保健師は、広域的・専門的な活動を中心に事業を実施している。

また、保健・医療・福祉等の関係者と連携しながら、在宅ケアの推進にむけて個別支援を行っている。

表１－（2）家庭訪問等個別指導状況（令和８年３月３１日現在）

（単位：件）

区分 / 種別	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携・連絡調整
			面接		電話	メール	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数	76	265	213	246	726	66	632(2)
感染症（結核除く）	10	18	6	9	215	46	221
結核	39	200	10	31	329	14	288
精神保健福祉	2	2	1	1	11	0	0
難病	16	31	10	17	64	6	74(1)
長期療養児	6	11	17	19	52	0	22(1)
生活習慣病	0	0	0	0	0	0	0
母子保健 妊産婦	0	0	0	0	0	0	0
母子保健 乳幼児	0	0	0	0	0	0	0
母子保健 その他	0	0	0	0	0	0	0
その他の疾病	0	0	0	0	2	0	0
その他	3	3	169	169	53	0	27
訪問延世帯数	68	256					

（3）保健師関係研修（研究）会実施状況

ア　管内保健師業務連絡研究会

表１－（3）－ア　管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和7年7月11日	各機関の保健師活動についての意見交換	(1) 令和７年度管内保健師業務連絡研究会の実施計画について (2) 令和７年度保健師活動計画の重点活動について (3) グループワーク「災害直後における所属の動きと自身の対応について」	38
令和7年11月19日	災害対応力向上	【テーマ】「災害時保健～災害対応力向上に向けイメージ化」 【講師】千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科准教授 雨宮有子氏	43

イ　所内保健師研究会

表１－（3）－イ　所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和７年４月14日	(1)　令和７年度所内保健師研究会の年間計画について	９名
令和７年７月15日	中止	-
令和７年10月21日	(1)　所内保健師研究会の資料電子化について (2)　次回管内保健師業務連絡研究会について	11名
令和７年11月11日	(1)　千葉県保健活動業務研究集録について (2)　感染症患者移送訓練所内説明会について	10名
令和８年２月18日	(1)　千葉県保健活動業務研究集録について (2)　災害時の保健活動に係るシステム運用に関する訓練の報告 (3)　次年度計画要望確認	10名

ウ　保健所保健師ブロック研修会

表１－（３）－ウ　保健所保健師ブロック研修会実施状況

開 催 年 月 日	主　な　内　容	参加人員
令和７年10月29日	保健師活動に必要なネガティブ・ケイパビリティを考える	９名

エ　その他

現任教育研修会

表１－（３）－エ　その他

開 催 年 月 日	主　な　内　容	参加人員
令和７年５月27日	現任教育の目標設定について	11名
令和７年10月21日	現任教育の中間評価について	12名
令和８年２月18日	現任教育の年度末評価について	12名

（４）管内看護管理者研修会

表１－（４）看護管理者研修状況

開 催 年 月 日	主　な　内　容	参加人員
令和７年10月１日	講　演「人手不足を乗り越える人材確保と定着率を高める戦略」 講　師　千葉科学大学　看護学部看護学科　教授　冨樫千秋　氏	43名

２　母子保健事業

住民に身近な一次的サービスは市町村に一元化され、保健所は市町村との連携のもとに、専門的・技術的サービスを担っている。

平成 25 年 4 月 1 日から母子保健法に基づく未熟児の訪問指導や養育医療給付事業及び障害者総合支援法に基づく育成医療給付事業が市に移譲されたため、当センターは思春期保健事業や小児慢性特定疾病児童への支援に重点を移して取り組んでいる。

（1）母子保健推進協議会

母子保健施策の効果的な推進のため、各関係機関、団体の代表者等で構成される委員による協議会を開催し母子保健計画の実施に関すること、また、母子保健に関する情報収集分析に関することについて協議することを目的としている

表２－（1）母子保健推進協議会実施状況

開　催　年　月　日	委　員　数	主　な　協　議　内　容
令和8年2月19日	21名	１管内の母子保健の現状と事業報告 ２若年層の性教育の現状と対応について ３その他

（2）母子保健に関する連絡調整会議

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け、管内の母子保健の課題に合わせ、市町村保健師と情報共有し、地区特性に応じ、連携を図ることを目的に開催している。

表２－（2）母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開　催　年　月　日	参加者数・職種	主　な　協　議　内　容
令和7年8月14日	7名・保健師、管理栄養士	①母子保健に関する現状と令和7年度計画 ・市原保健所　　・市原市子育てネウボラセンター ②母子保健に関する意見交換 ③その他

（3）母子保健従事者研修会

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現にむけ、管内の母子保健の課題に合わせ、市町村保健師等、母子保健事業従事者が必要な知識を身につけ、資質の向上を図ることを目的に開催している。

表２－（3）母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内　　容
第1回母子保健従事者研修会 （第2回思春期保健従事者研修会と合同開催）	令和８年１月 13 日	29 名・学校職員等	講演：人生を豊かに育むための教育～こころ・からだ・性のお話～ 講師：東京医療保健大学　医療保健学部 看護学科　教授　渡會　睦子　氏
第2回母子保健従事者研修会 （YouTube 配信）	令和8年2月6日～3月9日	視聴回数39回・保健師、助産師	講演：“タバコと妊婦”を科学する―未来の赤ちゃんを守るためのアップデート 講師：東北大学病院　産婦人科 講師　濱田　裕貴　氏

（4）人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条にもとづき医師より届け出がなされた人工妊娠中絶実施件数は下記のとおりである。年齢別にみると、20歳未満は 12.1%(令和6年度13.2%)、40歳以上は10.7%（令和6年度9.8%）である。

表２－（4）人工妊娠中絶届出状況

（単位：人）

区分 ＼ 妊娠週数	令和5年度	令和6年度	令和7年度 総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳
総数	174	204	214	26	53	38	38	36	21	2	－	－
満7週以前	80	93	78	4	20	11	16	21	5	1	－	－
満8週～満11週	83	92	116	17	30	23	18	12	15	1	－	－
満12週～満15週	5	10	6	2	2	1	－	1	－	－	－	－
満16週～満19週	5	5	8	2	1	2	1	2	－	－	－	－
満20週～満21週	1	4	6	1	－	1	3	－	1	－	－	－
不詳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（5）不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。

（6）小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図っている。平成 27 年 1 月 1 日からの児童福祉法の一部改正により本制度も見直しが行われ、小児慢性特定疾病医療支援として実施している。

表２－（6）小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度 3 月 31 日現在）

（単位：件）

疾患名	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総数	161	166	151
1 悪性新生物	23	27	27
2 慢性腎疾患	13	11	6
3 慢性呼吸器疾患	10	10	9
4 慢性心疾患	22	22	18
5 内分泌疾患	17	13	12
6 膠原病	11	15	14
7 糖尿病	18	15	14
8 先天性代謝異常	4	4	5
9 血液疾患	4	4	3
10 免疫疾患	1	2	2
11 神経・筋疾患	20	21	20
12 慢性消化器疾患	16	19	18
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	2	2
14 皮膚疾患	－	－	－
15 骨系統疾患	－	1	1
16 脈管系統疾患	－	－	－

（7）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア　研修会、講演会、交流会等

表２－（7）－ア　研修会、講演会、交流会等の実施内容

名　称	実施年月日	参加人数・内訳	内　容
医療講演会（YouTube配信）	令和7年11月1日～令和8年1月31日	再生回数75回	テーマ「病気とともに生きる～自己理解・自己開示で自分らしく学ぶ、働く～」 講師：SOMPOホールディングス株式会社 人事部　猪又　竜　氏

イ　療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表２－（7）－イ　療育相談指導内容　　（単位：人）

内　容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	－	－	2
家庭看護指導	－	－	－
食事・栄養指導	－	－	1
歯科保健指導	－	－	1
福祉制度の紹介	－	－	－
精神的支援	－	－	－
学校との連絡	－	－	－
家族会等の紹介	－	－	－
その他	－	－	2

ウ　訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表２－（7）－ウ　訪問指導事業実施状況（疾患別）　　（単位：件）

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	5	9	17
慢性呼吸器疾患	3	2	5
慢性心疾患	－	1	－
内分泌疾患	－	1	1
膠原病	－	1	－
先天性代謝異常	－	1	1
神経・筋疾患	2	3	10

エ　窓口相談事業

表２－（7）－エ　相談内容　　(単位：人)

内　　容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	6	18	19
申請等	2	16	13
医療	1	2	2
家庭看護	1	4	7
福祉制度	1	1	－
就労	－	－	－
就学	－	－	1
食事・栄養	1	2	－
歯科	－	－	1
その他	－	1	1

オ　訪問相談員派遣事業

表２－(7)－オ　訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	人　数	回　数	実人員	延人員
令和５年度	3	3	3	5
令和６年度	2	2	1	2
令和７年度	3	2	2	2

（8）療育の給付制度

結核治療のために指定医療機関に入院した 18 歳未満の方を対象に、療養生活に必要な日用品等を所得に応じて一部負担する制度。令和７年度の申請はない。

（9）思春期保健相談事業

思春期保健従事者の資質向上や、思春期保健従事者ネットワークを構築し思春期保健対策を推進することを目的としている。

表２－（9）－ア　思春期保健関係者会議実施状況

名　称	開催年月日	参加者数・職種	内　容
－	－	－	－

表２－（9）－イ　思春期保健事業講演会

名　　称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内　　容
第 1 回思春期保健従事者研修会（YouTube 配信）	令和7年11月26日～令和8年2月27日	対象者:保健師・養護教諭等、視聴回数：164回	講演：子どもの性被害～理解と対応～ 講師：千葉県犯罪被害者支援センター 公認心理師・臨床心理士　原島あゆみ　氏
第 2 回思春期保健従事者研修会（第 1 回母子保健従事者研修会と合同開催）	令和 8 年 1 月 13 日	対象者：学校職員等、参加者数:29名	講演:人生を豊かに育むための教育～こころ・からだ・性のお話～ 講師：東京医療保健大学　医療保健学部 看護学科　教授　渡會睦子　氏

（１０）その他会議や連絡会等

○　君津中央病院ＮＩＣＵ病棟・市原市連絡会議

市原市から、妊産婦への支援の現状、母子保健の重点課題及び具体的な施策の説明を行い、君津中央病院 NICU 病棟等の職員への理解を図ることで、君津中央病院を利用する市原市民への支援の充実を図る。また、君津中央病院での患者対応についての情報を共有する。

開　催　年　月　日	参加者数・職種	主　　な　　協　　議　　内　　容
令和7年5月21日	7名・看護師長、ケースワーカー、保健師	①市原市の令和7年度母子施策について ②君津中央病院から地域の産婦の状況 ③母子保健に関する意見交換 ④その他

３　成人・老人保健事業

健康増進法における健康増進事業において、当センターでは市が実施する事業に対して支援を行っている。

（1）がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表３－（1）がん検診推進員育成講習会

開　催　年　月　日	参 加 者 数	内　　容
―	―	―

4　一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ的確な自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的とし、健康相談事業を実施している。

表４　健康相談実施状況（電話）

（単位：件）

区分／年度	男	女	総　数
令和５年度	4	17	21
令和６年度	4	8	12
令和７年度	2	－	2

５　総合的な自殺対策推進事業

全国の令和7年の自殺者数は、19,188人となり、前年に比べ5.5%減少している。
平成18年10月に施行、平成28年に改正された自殺対策基本法では、自殺対策を総合的に推進することが示されるとともに、市町村において地域の実情を勘案した自殺対策計画の策定が義務付けられている。

そのため、当所では、市町村自殺対策計画の策定支援を行うとともに、同計画に係るワークショップに参画するなどし、各関係機関と連携して地域の状況把握、啓発活動、相談窓口の周知、精神保健福祉相談等を行っている。

（1）住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表５－（1）研修会の実施状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
こころの健康についての勉強会	令和8年1月30日	25名・一般市民	市民を対象にメンタルヘルスや精神障害に関する正しい知識についての普及啓発

（2）その他の会議等

表５－（2）会議等の開催状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
―	―	―	―

６　地域・職域連携推進事業

生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係施設の相互活用等、生涯を通じ、保健サービスを継続的に提供するために、健康福祉センター単位に「地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域保健と職域保健の連携を図っている。

主な共同事業については、チラシ等を活用した普及啓発を実施した。

表６－（１）市原地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和7年8月8日	21名	議題 (1)令和６年度市原地域・職域連携推進事業実績について (2)令和７年度市原地域・職域連携推進事業計画(案)について (3)働く世代の健康づくりを支える環境整備について (4)その他

表６－（２）市原地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和7年9月25日	12名	議題 (1)令和７年度 市原地域・職域連携推進協議会開催報告について (2)令和７年度 市原地域・職域連携推進事業の検討について (3)市原地域・職域連携推進事業２次計画の評価（案）について (4)その他

表６－（３）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
通年	(1)協議会チラシを活用した普及啓発 (2)保健所だよりや保健所ホームページ等でのたばこ対策・生活習慣病予防対策の情報発信 (3)高血圧予防のための動画作成（「今からはじめる「適塩」チャレンジ」、「高血圧の原因と対策～正しく知って健康を守る～」） (4)「フレイル予防」のための動画周知チラシの作成及び配布

7　栄養改善事業

管内市の総人口はやや減少傾向にあり、令和７年の高齢化率は31.0%で、年々上昇傾向にある。そのため、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指した生活習慣及び食生活の改善が重要となる。

令和７年度はZoomによるオンライン研修会 及び YouTube 配信の研修会等を開催し、普及啓発を行った。

（1）健康増進（栄養・運動等）事業

個別指導は、来所や電話による生活習慣病等の栄養相談等において実施した。

集団指導は、住民及び関係者を対象とした講習会・研修会を開催し、正しい知識の普及・啓発に努めた。

表７－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	乳幼児	－	－	－					－	－	－					－
	20歳未満(妊産婦・乳幼児を除く)	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20歳以上(妊産婦を除く)	13	－	－	－	－	－	－	－	310	212	3510	－	－	53	－
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	乳幼児	－	－	－					－	－	－					－
	20歳未満(妊産婦・乳幼児を除く)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20歳以上(妊産婦を除く)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア　病態別個別指導

表７－（１）－ア　病態別個別指導状況　　（単位：人）

区分／種別	計	生活習慣病	難　病	アレルギー疾　患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	―	―	―	―	―	―
病態別運動指導	―	―	―	―	―	―

イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

表７－（１）－イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
病態栄養教室	令和８年１月 28 日～２月 27 日	食物アレルギーを持つ幼児、学童期の子どもの家族、関係者	212 回	講演「食物アレルギー表示を正しく理解し、誤食を防ぐ～表示の基礎と最新の情報～」 講師　おむすびキッチン認定栄養ケア・ステーション　管理栄養士 瀧 真奈美氏 （YouTube によるオンライン研修）

ウ　地域における健康づくり推進事業

表７－（１）－ウ　地域における健康づくり推進事業実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
市原地域・職域連携推進協議会（再掲）	令和７ 年８ 月８ 日	市原地域・職域連携推進協議会委員	15 人	話題提供「働く世代の健康づくりを支える環境整備」 助言者　（株）ユニペン代表取締役 石井亮介氏
市原地域・職域連携推進事業「今から始めよう！働く世代からのフレイル予防」動画の周知用チラシの配布		商工会議所会員事業所	2750 事業所	動画「今から始めよう！働く世代からのフレイル予防」の周知チラシの配布
食品衛生講習会での情報提供	①令和８年２月 26 日 ②令和８年３月 10 日 ③令和８年３月 25 日 （各２回）	市原市食品衛生協会 会員	760 人	動画「今から始めよう！働く世代からのフレイル予防」のチラシ配布及び説明

エ　国民（県民）健康・栄養調査

表７－（１）－エ　国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	市原市押沼（１地区） 18 世帯41 名	令和7 年11 月4 日 （栄養摂取状況調査及び生活習慣調査） 令和7 年11 月6 日 （身体状況調査）

オ　特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表７－（１）－オ－（ア）食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		－（－）	－(－)	－（－）	－（－）	－
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	5	5	－	－	－
	特定保健用食品	－	－	－	－	－
	栄養機能食品	－	－	－	－	－
	機能性表示食品	－	－	－	－	－
	その他※	－	－	－	－	－
健康増進法第６５条第１項 (虚偽誇大広告)		－	－	－	－	－
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		－	－	－	－	－

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談（個別）	普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		－（－）	－（－）	－（－）	－
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	－	－	－	－
	特定保健用食品	－	－	－	－
	栄養機能食品	－	－	－	－
	機能性表示食品	－	－	－	－
	その他※	－	－	－	－

	県民への相談対応・普及啓発			
	相談（個別）	普及啓発(集団)		
	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
健康増進法第６５条第１項 (虚偽誇大広告)	―	―	―	―
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)	―	―	―	―

（ ）内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表７－（１）－オ－（イ）食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	1(―)	1(―)
	機能性表示食品	―	―
	その他	―	―
健康増進法第６５条第１項（虚偽誇大広告）		―	―
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		―	―

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む （ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表７－（１）－オ－（ウ）特別用途食品に対する検査・指導件数 （単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
― (―)	― (―)	― (―)

（ ）内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表７－（１）－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
栄養指導	14 名	食品衛生協会 衛生講習会	6	760 名

（2）給食施設指導

管内の給食施設総数は126施設である。給食施設の果たす社会的、健康的影響を考慮し、各施設の衛生管理・栄養管理の改善及び向上を図り、適切な食事が供与されるように、食品衛生監視員と栄養指導員が連携を図り個別巡回指導を実施した。

また、給食施設の管理者及び従事者を対象とした研修会については、Zoomによるオンライン研修等を実施した。

給食施設状況

表７－（2）給食施設状況　　（単位：件）

施設総数	管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士栄養士どちらもいない施設	管理栄養士必置指定施設		調理師のいる施設		調理師のいない施設	栄養成分表示施設	栄養教育実施施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		施設数	管理栄養士数	施設数	調理師数			
126	35	48	24	57	41	28	32	39	2	17	84	190	42	82	122

ア　給食施設指導状況

表７－（2）－ア　給食施設指導状況　　（単位：件）

区分			計	特定給食施設		その他の給食施設
				1回300食以上又は1日750食以上	1回100食以上又は1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	86	9	54	23
		その他指導施設数	19	62	35	116
	喫食者への栄養・運動指導延人員		－	－	－	－
集団指導	給食管理指導	回数		4	4	4
		延施設数	197	18	118	61
	喫食者への栄養運動指導	回数	－	－	－	－
		延人員	－	－	－	－

イ　給食施設個別巡回指導

表７－（２）－イ　給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）
合　計		126	86	35	28	24	19	28	18	39	21
指定施設①	計	2	2			2	2				
	学校										
	病院	2	2			2	2				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
300食/回，750食/日以上（指定施設①を除く）②	計	15	7	3	2	4	2	2	1	6	2
	学校	6	3	1	1	4	2			1	
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所	8	4	2	1			2	1	4	2
	寄宿舎										
	矯正施設	1								1	
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）
100食/回，250食/日以上（①、②を除く）	計	73	54	23	19	15	12	14	9	21	14
	学校	4	2	1	1			1		2	1
	病院	9	9	5	5	4	4				
	介護老人保健施設	9	6	6	4	3	2				
	介護医療院										
	老人福祉施設	12	9	7	6	4	3	1			
	児童福祉施設	18	16	2	2	3	3	6	6	7	5
	社会福祉施設	3	1	1	1			1		1	
	事業所	13	6	1		1		4	2	7	4
	寄宿舎	4	4							4	4
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	1	1					1	1		
その他の給食施設	計	36	23	9	7	3	3	12	8	12	5
	学校										
	病院	2	2	2	2						
	介護老人保健施設	2	2	1	1	1	1				
	介護医療院										
	老人福祉施設	11	8	4	3	2	2	4	2	1	1
	児童福祉施設	9	4	1	1			3	2	5	1
	社会福祉施設	4	3					4	3		
	事業所	4	1	1						3	1
	寄宿舎	4	3					1	1	3	2
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。
※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については，「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表７－（２）－ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導　　（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届 出 数	3	2	45
指 導 数	3	2	45

エ　給食施設集団指導

表７－（２）－エ　給食施設集団指導状況

名　　称	開催年月日	対象者	参加者数	内　　容
市原市教育委員会主催「給食主任研修会」（講師協力）	令和７年５月28日	市原市内小中学校学校主任	58名	(1)講義「県食育推進について」 (2)講義「給食衛生管理について」
第１回 給食施設管理者・従事者研修会	（ライブ配信） 令和７年６月13日 （動画配信） 令和７年７月９日 ～8月29日	市原保健所管内給食施設管理者･従事者	ライブ配信：150名（内、２名は給食施設外） 動画配信：視聴回数82回	(1)講義「給食施設の衛生管理について」 (2)事務連絡「日本人の食事摂取基準（2025年版）について」（ライブ配信のみ）
給食施設栄養士研修会	（オンデマンド配信） 令和７年７月17日 ～9月30日	市原保健所管内給食施設管理栄養士・栄養士	視聴回数216回	講演「日本人の食事摂取基準（2025年版）における指標の考え方」 講師　千葉大学院　情報学研究員 教授　片桐　諒子　先生
給食施設栄養士研修会（医療・介護）	令和７年９月24日	市原保健所管内病院･介護老人保健施設･老人福祉施設管理栄養士･栄養士	27名※給食施設外含む	(1)講演「多職種・他施設と連携した摂食・嚥下障害への対応」 講師　医療法人社団東光会 北総白井病院 摂食嚥下障害看護認定 看護師 馬目　美由紀先生 (2)情報交換「栄養情報の提供内容と効果的な活用」

名　　称	開催年月日	対象者	参加者数	内　　容
第2回給食施設管理者・従事者研修会	令和8年1月23日	市原保健所管内給食施設管理者･従事者	ライブ配信79名	(1)情報提供「千葉県市原保健所管内給食施設における減塩の課題と対策について」 (2)講演「料理を美味しくする調理のポイント～食材を上手に活用した出汁のとり方～」 講師　有限会社沼田 経営企画部 沼田 行雄先生 (3)報告「令和7年度働く世代の健康づくりを支える食環境づくり推進事業の取組み」

（3）健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア　健康ちば協力店登録状況

令和7年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
2	－	－	18

表7－（3）－イ　健康ちば協力店推進事業実施状況

区　分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回　数	延人員	回　数	延店舗数	延人員	回　数	延人員
個別指導		2		－	－		－
集団指導	3	17	1	18	18	2	34
合　　計		19		18	18		34

（4）栄養関係団体等への育成・支援

表７－（4）栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名　　称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
市原給食管理者協議会	24 施設	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	45 名
市原市栄養士会	50 名	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	51 名
市原市料飲調理師会	310 名	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	14 名
市原市食生活改善協議会	79 名	総会・研修会・役員会 食生活改善活動	会の活動支援及び運営の助言	16 名

（5）調理師試験及び免許関係

表７－（6）調理師試験及び免許取扱状況　　（単位：名）

	調 理 師 試 験			免　許　交　付		
年　　度	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和５年度	31	14	45.2	26	11	10
令和６年度	48	23	47.9	42	4	7
令和７年度	33	17	51.5	36	10	10

（6）その他（各保健所の独自事業）

表７－（6）保健所の独自事業

名　　称	延回数	延参加人員	主な内容
栄養士業務連絡会	1 回	7 名	（1）令和６年度栄養関係事業実績及び令和７年度事業計画について （2）市原地域の健康課題について （3）健診や事業を通じて把握した課題について （4）災害時の各所属で求められる役割について （3）その他情報交換（災害時の対応について）
働く世代の健康づくりを支える食環境づくり推進事業	14 回	272 名	働く世代が無理なく自然と、減塩できる食環境づくりを推進するため、市原保健所管内事業所給食施設（給食施設届出外施設１施設含む）を対象に、社員食堂を活用した減塩の普及啓発の取組みを実施した。

８　歯科保健事業

「難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施要領」に基づき、難病及び障害者等に対し講演会等を実施することで、歯・口腔内の健康の維持増進を図っている

（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表８－（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
－	－	－	－	－

（2）その他（各保健所の独自事業）

表８－（2）その他（各保健所の独自事業）

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
－	－	－	－	－

９　精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）」に基づく相談業務、法施行業務を行っている。市町村・医療機関・地域の支援機関等と連携し、専門性や広域での調整を要する支援、措置入院者等の退院後支援等を行い、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業や心神喪失者等医療観察法に関する会議等に参画し、地域精神保健福祉活動等を行っている。

（１）精神保健福祉相談関連

精神保健福祉相談員等が、措置入院に係る対応や、地域支援機関等と連携しながら、相談・訪問・電話等により、精神保健福祉に関する相談に随時応じているほか、精神科医師による定例相談も実施している。相談内容は、診療に関すること、生活支援、社会復帰、依存症、認知症等と広範にわたる。

表９－（１）－ア　精神保健福祉に関する相談対応の総数（対象者の性・年齢別）　（単位：人）

	実人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和５年度	72	41	31	－	1	19	42	8	2	155
令和６年度	68	42	26	－	3	10	42	12	1	204
令和７年度	43	25	18	－	1	10	20	11	1	246
市原市	34	18	16	－	1	10	11	11	1	229
管外・不明	9	7	2	－	－	－	9	－	－	17
相　談	19 (6)	8 (5)	11 (1)	－	1 (－)	4 (2)	6 (1)	7 (3)	1 (－)	76 (8)
訪　問	24 (－)	17 (－)	7 (－)	―	―	6 (－)	14 (－)	4 (－)	―	170 (－)
電　話										1626
その他										1

※1　相談、訪問の実人員は重複あり。

※2　精神科医師による定例相談については（　）に再掲。

※3　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

※4　令和７年度分より計上方法を変更。（通報件数含む）

表９－（１）－イ　精神科医師による定例相談

実　施　日	時　　間	場　　所
毎月　第２　木曜日	午後２時～午後４時	保健所（健康福祉センター）
毎月　第４　水曜日	午後２時～午後４時	

※件数は、表９－（１）－ア「相談・訪問の（　）内」及び表９－（１）－エ「医学的指導」で計上。

表９－（１）－ウ　　精神保健福祉に関する相談対応の総数（相談の種別、延数別）

（単位：人）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	相談	訪問	電話	その他
延人数		155	204	1873	76	170	1626	1
精神保健福祉相談	診療に関すること	68	87	1043	14	97	932	―
	社会復帰	8	2	12	―	4	8	―
	生活支援	62	69	457	12	51	394	―
	その他の相談	9	26	201	37	13	150	1
嗜癖関連問題に関する相談	アルコール	3	5	26	6	1	19	―
	覚醒剤	―	―	1	―	―	1	―
	その他の薬物	2	―	―	―	―	―	―
	ギャンブル	―	―	2	―	―	2	―
	ゲーム	―	―	―	―	―	―	―
摂食障害の相談		―	―	1	―	―	1	―
心の健康相談		1	1	24	1	―	23	―
思春期の相談		―	1	18	―	―	18	―
老年期の相談		―	―	29	2	―	27	―
てんかん		―	―	1	―	―	1	―
うつ・うつ状態		―	―	3	―	―	3	―
その他の相談		2	13	55	4	4	47	―

※　令和７年度分より計上方法を変更。（電話相談及びその他の対応件数、相談種別にゲーム、うつ・うつ状態の項目を追加）

表９－（１）－エ　精神保健福祉に関する相談対応の総数（援助の内容、延件数）

（単位：件）

	延件数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和５年度	198	23	25	61	―	16	62	11
令和６年度	254	28	46	59	1	30	75	15
令和７年度	2193	12	186	255	9	―	1634	97

※1　援助内容は重複あり。

※2　令和７年度分より計上方法を変更。（表頭の「紹介・連絡」項目を削除）

（2）措置入院関係

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を行う。措置診察が必要と判断された者には、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院もしくは緊急措置入院の要否を判断する。措置入院が必要と判断された者に対しては、入院先医療機関までの移送を実施する。

表９－（2）－ア　申請･通報･届出等に係る対応状況（条文別）

（単位：件）

	申請・通報・届出等件数	措置診察の必要がないと認めた者	措置診察実施（法第27条）		緊急措置診察実施（法第29条の2）		措置業務に係る移送業務（法第29条の2の2）		
			措置入院	措置不要	緊急措置入院	緊急措置不要	1次移送	2次移送	3次移送
令和５年度	18	11	6	1	—	3	—	—	2
令和６年度	27	15	10	—	1	3	—	—	8
令和７年度	38	21	15	1	4	1	—	—	4
法第22条 一般人の申請	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第23条 警察官の通報	16	6	9	—	4	1	—	—	4
法第24条 検察官の通報	8	1	6	1	—	—	—	—	—
法第25条 保護観察所の長の通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条 矯正施設の長の通報	14	14	—	—	—	—	—	—	—
法第26条の2 精神科病院管理者の届出	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条の3 医療観察法に基づく指定通院医療機関の管理者及び保護観察所長の通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第27条第2項 通報等に基づかない診察	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※１　「申請・通報・届出等件数」は受理日で集計。

※２　精神保健指定医２名以上による診察を「措置診察」、緊急性が高く精神保健指定医１名による診察を「緊急措置診察」とする。

※３　緊急措置入院後は、原則として措置診察を実施することとなるが、緊急措置入院中に措置症状消退となることもある。

※４　措置不要には、措置入院以外の入院や入院にならなかった者を含む。

※５　１次・２次移送は、措置診察実施場所までの移送、３次移送は措置入院先医療機関までの移送。

表９－（２）－イ　申請・通報・届出に係る対応状況（性別・年齢別）　【再掲】

（単位：人）

	人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
相談	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
訪問	18	16	2	―	1	6	8	3	―	61
電話										468
その他										―

※年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

（３）精神障害者の退院後支援

措置入院者等に対しては、平成30年に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を元に、千葉県で作成した「精神障害者の退院後支援マニュアル」に基づき、帰住予定地を管轄する保健所が退院に関する支援を行う。同マニュアルに基づく支援の対象外とした者については、通常対応として支援を行う。

表９－（３）－ア　精神障害者の退院後支援に係る対応状況

（単位：人・件）

	支援対象者	支援計画作成あり	会議開催数
合計	―	―	―

※1　支援対象者とは措置入院をした者。（帰住予定先を管轄する保健所が実施する。）

※2　支援計画作成ありとは支援対象者のうち、本人の同意が得られ計画を作成した者。

（4）管内精神科医療機関からの届出等

精神保健福祉法に基づき、管内医療機関から各種届出等が提出される。

表９－（４）　管内精神科医療機関からの届出等件数

（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
措置入院者の定期病状報告書	―	2	3
措置入院者の症状消退届	4	6	14
医療保護入院者の入院届	296	261	278
医療保護入院者の入院期間更新届	―	194	408
医療保護入院者の退院届	286	307	269
医療保護入院者の定期病状報告書	170	―	―
応急入院届	―	―	―
措置入院者転院申請書	―	―	1
仮退院許可申請書	―	―	―
再入院届	―	―	―

※1　「医療保護入院者の入院期間更新届」は、令和６年度より新設。

※2　「医療保護入院者の定期病状報告書」は、令和６年度より廃止。

（5）医療保護入院等のための移送（法第 34 条）

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、任意入院が行われる状態にない場合、家族等の同意があるときはその者を応急入院指定病院に移送し、精神障害者の医療及び保護を図ることとしている。

表９－（５）医療保護入院等のための移送対応状況

（単位：件）

	受付件数	診察件数	移送件数
令和５年度	―	―	―
令和６年度	―	―	―
令和７年度	―	―	―

（6）心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対し、保護観察所・医療機関主催の処遇検討会議に参加し、地域において訪問等の支援を実施している。平成 17 年から同法が施行されたことに伴い、保健所においても各種会議への参加等が求められている。

表９－（６）医療観察法に係る会議への参加

（単位：件）

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	5	5	―

※「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した件数を計上している。

（7）その他精神保健福祉関係

地域の実情に応じて、会議や研修会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における協議の場等を通じて、各関係機関との連携を深めている。

表９－（７）－ア　会議・講演会等開催

名称	開催日	参加人数（人）	対象者等
精神保健福祉業務連絡会	偶数月 第1木曜日	15	市職員等
千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 ⑴代表者会議 ⑵実務者会議	⑴2 月 9 日 ⑵年間 6 回	⑴ 25 ⑵ 102	管内関係機関職員等
君津･市原管内指定病院連絡会議	10 月 17 日	11	君津･市原保健所管内関係機関職員等

表９－（７）－イ　講師派遣

名称	日時	内容
―	―	―
―	―	―
―	―	―

表9－（7）－ウ　その他

名称	日時	内容
―	―	―
―	―	―
―	―	―

表9－（7）－エ　組織育成・運営支援

（単位：件）

	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	―	―	―	―

１０　肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成 23 年度から開始されたインターフェロン 3 剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和 3 年 10 月に廃止された。

表１０－（１）肝炎治療特別促進事業受給者状況　　（単位：人）

治療 / 年度	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和５年度	112	－	29
令和６年度	110	－	23
令和７年度	115	－	15

１１　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B 型･C 型ウイルスに起因する肝がん･重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成 30 年 12 月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和 3 年 4 月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3 月目以降に変更されている。

さらに、令和 6 年 4 月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去 24 か月で 1 月以上ある場合、2 月目以降は自己負担額が月 1 万円となった。

表１１－（１）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況　　（単位：人）

治療 / 年度	肝がん	重度肝硬変	総数
令和 5 年度	2	－	2
令和 6 年度	3	－	3
令和 7 年度	2	－	2

１２　難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、難病法施行前の 56 疾患（特定疾患）から徐々に拡大し、348 疾病（指定難病）となっている。

なお、指定難病に移行していない 4 疾患については、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、引き続き治療が必要な方の更新申請のみ受け付けている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表１２－（１）特定疾患治療研究費受給者状況　　（単位：件）

疾患名＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	市原市
総数	－	－	－	－

※受給者がいない疾患は省略する。

表１２－（２）指定難病医療費助成制度受給者状況　　（単位：件）

疾患名＼年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	市原市
総　数		2,308	2,381	2,512	2,512
1	球脊髄性筋萎縮症	4	3	4	4
2	筋萎縮性側索硬化症	12	17	15	15
3	脊髄性筋萎縮症	3	3	5	5
4	原発性側索硬化症	1	1	1	1
5	進行性核上性麻痺	22	23	22	22
6	パーキンソン病	294	306	332	332
7	大脳皮質基底核変性症	11	11	12	12
8	ハンチントン病	3	3	3	3
10	シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	2	2
11	重症筋無力症	70	77	75	75
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	57	60	67	67
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	18	16	16	16
15	封入体筋炎	3	1	1	1
16	クロウ・深瀬症候群	1	1	3	3
17	多系統萎縮症	18	18	20	20
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	42	45	49	49
19	ライソゾーム病	2	2	1	1
21	ミトコンドリア病	7	8	8	8
22	もやもや病	28	29	28	28
23	プリオン病	1	2	－	－
26	HTLV-1 関連脊髄症	2	2	2	2
27	特発性基底核石灰化症	－	1	1	1
28	全身性アミロイドーシス	8	9	13	13
29	ウルリッヒ病	1	1	1	1
34	神経線維腫症	8	9	10	10
35	天疱瘡	7	6	5	5
37	膿疱性乾癬(汎発型)	6	6	6	6
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	－	－	1	1
40	高安動脈炎	10	9	10	10
41	巨細胞性動脈炎	7	7	9	9
42	結節性多発動脈炎	10	10	9	9
43	顕微鏡的多発血管炎	35	38	39	39

44	多発血管炎性肉芽腫症	6	6	6	6
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	17	20	23	23
46	悪性関節リウマチ	12	12	10	10
47	バージャー病	7	6	5	5
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	3	3	3
49	全身性エリテマトーデス	183	182	182	182
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	42	51	52	52
51	全身性強皮症	60	57	57	57
52	混合性結合組織病	25	24	24	24
53	シェーグレン症候群	28	33	38	38
54	成人スチル病	5	6	10	10
55	再発性多発軟骨炎	2	2	2	2
56	ベーチェット病	52	48	48	48
57	特発性拡張型心筋症	35	35	31	31
58	肥大型心筋症	3	4	2	2
60	再生不良性貧血	15	14	14	14
61	自己免疫性溶血性貧血	4	4	4	4
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	4	7	7
63	特発性血小板減少性紫斑病	40	37	39	39
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	－	－	－
65	原発性免疫不全症候群	3	3	2	2
66	IgA 腎症	35	36	45	45
67	多発性嚢胞腎	26	33	33	33
68	黄色靱帯骨化症	17	15	16	16
69	後縦靱帯骨化症	62	56	56	56
70	広範脊柱管狭窄症	4	4	5	5
71	特発性大腿骨頭壊死症	38	43	45	45
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	4	5	8	8
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1	1	1	1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	8	6	4	4
75	クッシング病	2	2	2	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	2	2	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	12	13	12	12
78	下垂体前葉機能低下症	56	55	56	56
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	3	2	2
82	先天性副腎低形成症	1	1	1	1
83	アジソン病	2	2	2	2
84	サルコイドーシス	32	31	32	32

85	特発性間質性肺炎	47	55	74	74
86	肺動脈性肺高血圧症	5	5	6	6
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	13	12	12	12
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1
90	網膜色素変性症	80	80	76	76
91	バッド・キアリ症候群	1	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	23	22	20	20
94	原発性硬化性胆管炎	3	2	3	3
95	自己免疫性肝炎	14	15	13	13
96	クローン病	84	81	91	91
97	潰瘍性大腸炎	291	294	307	307
98	好酸球性消化管疾患	1	1	1	1
107	若年性特発性関節炎	1	－	－	－
109	非典型溶血性尿毒症症候群	－	－	2	2
113	筋ジストロフィー	8	9	11	11
117	脊髄空洞症	2	2	2	2
122	脳表ヘモジデリン沈着症	3	3	3	3
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2	2	1	1
127	前頭側頭葉変性症	2	5	9	9
130	先天性無痛無汗症	1	1	1	1
131	アレキサンダー病	1	1	1	1
145	ウエスト症候群	1	1	2	2
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	1
158	結節性硬化症	1	1	2	2
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	20	11	12	12
166	弾性線維性仮性黄色腫	3	3	3	3
167	マルファン症候群	2	2	2	2
168	エーラス・ダンロス症候群	2	2	2	2
171	ウィルソン病	1	1	1	1
172	低ホスファターゼ症	1	1	1	1
179	ウィリアムズ症候群	1	1	1	1
191	ウェルナー症候群	1	－	－	－
198	4p 欠失症候群	1	1	－	－
203	22q11.2 欠失症候群	1	1	2	2
205	脆弱X症候群関連疾患	－	1	1	1
207	総動脈幹遺残症	2	2	2	2
208	修正大血管転位症	1	1	1	1
209	完全大血管転位症	2	2	1	1

212	三尖弁閉鎖症	1	1	1	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	1	1	1
215	ファロー四徴症	11	11	11	11
217	エプスタイン病	2	2	2	2
220	急速進行性糸球体腎炎	2	3	2	2
222	一次性ネフローゼ症候群	24	24	26	26
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	－	－	1	1
224	紫斑病性腎炎	2	3	3	3
225	先天性腎性尿崩症	－	－	1	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	4	4	3	3
227	オスラー病	4	5	5	5
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1	－	－
235	副甲状腺機能低下症	2	2	2	2
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	1	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	3	4	4	4
246	メチルマロン酸血症	1	1	1	1
266	家族性地中海熱	3	4	5	5
271	強直性脊椎炎	16	15	15	15
274	骨形成不全症	1	1	1	1
279	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	1	1	1	1
283	後天性赤芽球癆	2	1	2	2
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	－	1	1	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	1	1
293	総排泄腔遺残	－	1	1	1
296	胆道閉鎖症	－	－	1	1
300	IgG4関連疾患	11	11	13	13
302	レーベル遺伝性視神経症	1	1	1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	42	65	76	76
328	前眼部形成異常	－	－	1	1
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	－	1	1	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	6	8	8

※受給者がいない疾患は省略する。

（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表１２－（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況　　（単位：人）

年度	総数	市原市
令和５年度	5	5
令和６年度	8	8
令和７年度	9	9

（４）難病相談事業

ア　在宅療養支援計画策定・評価事業

表１２－(４)－ア　在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況　（単位：人）

区分 年度	支援計画策定実施件数	支援計画評価実施件数	構成員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－	－	－	－	－

イ　訪問相談事業

（ア）訪問相談員派遣事業

表１２－(４)－イ－（ア）訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	訪問相談員人数	回数	相談者	
			実人数	延人数
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－

（イ）訪問相談員育成事業

表１２－(４)－イ－（イ）訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主な内容	職種	人数
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	１月 31 日	(1)情報提供「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度について」 (2)情報提供「地域難病相談支援センター事業の紹介」 (3)講演「持ち上げないケア・介護技術について」	介護支援専門員、リハビリ専門職等	27 人
令和７年度	７月 18 日	(1)講演「在宅医療的ケア児・者における災害対策について」 (2)講演「重症児者の	介護支援専門員、看護師等	44 人

区分 年度	実施日	主な内容	職種	人数
		個別避難計画作成の流れ」 (3)講演「難病患者の方への災害時における対策について」		

ウ　医療相談事業

表１２－（４）－ウ　医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
－	－	－	－	－	－

エ　訪問指導事業

表１２－（４）－エ　訪問指導事業実施状況(疾患別)　　(単位：件)

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	1	16	31
筋萎縮性側索硬化症	1	7	19
多系統萎縮症	－	5	5
ファロー四徴症	－	2	2
進行性核上性麻痺	－	－	2
封入体筋炎	－	1	1
ミトコンドリア病	－	1	1
パーキンソン病	－	－	1

オ　訪問診療等事業

表１２－（４）－オ　訪問診療等事業実施状況　　(単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ　窓口相談事業

表１２－（４）－カ　相談内容　　（単位：人）

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談者数（延）	10	21	17
申請等	7	－	3
医療	1	7	1
家庭看護	1	5	9
福祉制度	－	4	3
就労	－	－	－
就学	－	－	－
食事・栄養	－	－	－
歯科	－	－	－
その他	1	－	1

キ　難病対策地域協議会

表１２－(４)－キ　難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内容
－	－	－	－	－

１３　受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年７月１日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和２年４月１日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施することとしている。

表１３－（１）－ア　問合せ・苦情届出状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	24	－	23	－	－	1
令和６年度	14	－	10	1	－	3
令和７年度	8	1	5	1	－	1

表１３－（１）－イ　立入検査状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－	－	－

１４　市町村支援

市原市からの委嘱等を受け、健康増進計画・虐待防止・自殺対策等の会議に専門的・広域的な立場で出席した。

（１）市町村への支援状況

表１４－（１）市町村への支援状況

項目／市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
市原市	市原市歯と口腔の健康づくり推進会議	2	課	いちはら健俾まちづくりプラン及び歯と口腔の健康づくり推進計画について	－	－	－
	「令和7年度いちはら健俾まちづくりプラン」ワークショップ	2	保	すこやか親子ワークショップ（対面）	－	－	－
		1	保	おとな元気ワークショップ（対面）	－	－	－
		2	精	自殺対策ワークショップ（対面）	－	－	－
		2	栄	おいしい“わ”ークショップ（対面）	－	－	－
	市原市周産期保健に関する連絡調整会議	1	保	母子保健事業に関する現状と課題の共有	－	－	－
	市原市要保護児童対策地域協議会	1	医保	代表者会議	－	－	－
		12	保	実務者会議	－	－	－

項目 / 市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
	市原市フッ化物洗口推進研究会	2	保	事業実績	－	－	－
	市原市学校給食共同調理場運営委員会	－	－	設置、管理及び運営について必要な事項を定める	－	－	－

＊職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、
精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

１５　福祉関係事業

（１）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表１５－（１）民生委員・児童委員配置状況（各年度３月３１日現在）

（単位：人）

市町村	定 数	現　　員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和５年度	406	343	28	376	194	182
令和６年度	406	343	28	376	194	182
令和７年度	408	335	26	361	190	171

（２）児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を育てている父（母）に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

ア　特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表１５－（２）－ア　特別児童扶養手当受給状況　　（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		１級	２級	１級	２級	１級	２級	１級	２級
令和５年度	398	60	27	175	156	3	－	238	183
令和６年度	403	55	25	190	151	3	－	248	176
令和７年度	410	56	23	185	167	3	－	244	190

(注)1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

（３）母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長並びにその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア　母子・父子福祉資金貸付状況

表１５－（３）－ア　母子・父子福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	－	－	4,800	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－	－	－	215	－	－	－
令和７年度	－	－	4,800	－	－	－	－	－	－	－	－	－

イ　寡婦福祉資金貸付状況

表１５－（３）－イ　寡婦福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（４）高齢者福祉

満百歳に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア　百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表１５－（４）－ア　百歳者

（単位：人）

区分／市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和５年度	68	12	56
令和６年度	75	12	63
令和７年度	72	8	64

イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入居者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表１５－（４）－イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分／年度	支給実人員（人）	支給総額（円）
令和５年度	154	723,800
令和６年度	112	526,400
令和７年度	101	474,700

（５）障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア　在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表１５－（５）－ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 / 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和５年度	3,785	15,140,000	－	－
令和６年度	3,871	15,484,000	－	－
令和７年度	3,886	15,544,000	－	－

イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費について、市町村が行う助成に対して補助金を交付している。

表１５－（５）－イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数（件）	内　　容	補助金（円）
令和５年度	11	移動・移乗支援用具等	122,276
令和６年度	10	移動・移乗支援用具等	151,302
令和７年度	11	移動・移乗支援用具等	126,500

ウ　障害者差別相談事業

広域専門指導員を配置して、地域における障害者に対する差別や偏見等への相談対応や助言等の支援、当事者間の問題解決を図るための調整活動を行っている。

表１５－（５）－ウ　障害者差別相談状況　　（単位：件）

区　分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
	実件数	活動件数	電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談 実件数	虐待の相談 活動件数		
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	182
令和６年度	7	75	28	2	7	35	－	3	1	1	14	243
令和７年度	2	8	3	－	－	5	－	－	－	－	18	127

エ　地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、地域相談員として知事に委嘱され、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を活かし条例の周知や相談活動等を行っている。

表１５－（５）－エ　地域相談員委嘱状況　　（単位：人）

区分／市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳 男	左の内訳 女
令和５年度	13	7	9	29	13	16
令和６年度	13	7	9	29	11	18
令和７年度	13	7	7	27	11	16

オ　地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを勧めることを目的として、毎年１回研修会を実施した。

表１５－（５）－オ　地域相談員等研修会

開催年月日	参　加　者	内　　容
令和７年 12月１日	23名	(1)「市原市の障害者雇用について」 (2)令和７年度　活動の経過報告 (3)グループワーク

（６）配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者（離婚後も元配偶者から生命または身体に危害を受けるおそれのある者を含む）からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている

表１５－（６）配偶者暴力相談支援状況

（単位：件）

区分／年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和 5 年度	132	90	－	79	32	32	－	30	100	58	－	49	－	－	－	－
令和 6 年度	181	125	－	119	38	33	－	33	143	92	－	92	－	－	－	－
令和 7 年度	128	106	－	106	32	32	－	32	96	74	－	74	1	1	－	－

区分／年度	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書発行件数	交際相手からの暴力相談件数	
				総数	通報
令和 5 年度	－	4	29	－	－
令和 6 年度	－	－	25	－	－
令和 7 年度	－	5	23	－	－

（７）戦傷病者の援護

ア　管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた者に対し、補装具の支給、乗車引換証等の交付事務を行っている。

表１５－（７）－ア　管内戦傷病者数及び援護状況

（単位：件）

区分／市町村	戦傷病者手帳所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変更）の交付
令和５年度	2	－	－	－
令和６年度	2	－	－	－
令和７年度	2	－	－	－

イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

表１５－（７）－イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

（単位：人）

市町村	市原市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

（８）児童手当事務指導監査

児童手当の支給事務が適正かつ円滑に実施されているか否かを調査し、必要な是正措置を講ずることを目的に、県（健康福祉センター）が市町村に対し実施している。一般指導監査は、概ね２年に１回程度の実施となっている。

表１５－（８）児童手当事務指導監査状況

市町村	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市原市	令和６年２月16日実施	－	令和８年２月25日実施

（９）中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは、子ども、障がい者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、多様な相談に対して24時間365日体制で総合的な対応を行う地域福祉のセーフティネットとして、広域的、高度な専門性を持った寄り添い支援を行っている。

保健所（健康福祉センター）は、地域の関係機関や関係者と地域課題の共有等を図るため、中核地域生活支援センターとともに、連絡調整会議を開催している。

表１５－（９）－ア　中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開　催　日	令和8年1月26日
場　　所	千葉県市原健康福祉センター　2階会議室
内　　容	（１）令和７年度中核地域生活支援センターの活動（中間報告）について （２）講演「構内居場所カフェの実践を通して見えてきたこと」
構成員・参加者人数	関係機関担当者・21名